

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令 の一部を改正する政令の概要

1. 趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年通常国会予算関連・日切れ扱い法案。以下「改正法」という。）の施行に伴い、国家公務員給与における「俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し」（平成27年度から段階的に実施）等を踏まえた地域加算を行う地域及び割合の改正を行うこととする。

2. 改正概要

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「基準法」という。）においては、選挙執行経費のうち投票所経費、開票所経費、事務費等を算定する際に、国の地域手当の支給基準を満たす地域においては、基本額に地域加算を行うこととしているところ、当該地域及び割合について国家公務員給与における「俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し」（平成27年度から段階的に実施）等を踏まえた改正を行うこととする。

3. 施行期日

公布日

政令第百九十七号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項、同条第九項ただし書及び第十項ただし書（これらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項及び第三項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同条第九項及び第十項」を「同条第九項ただし書及び第十項ただし書」に、「同条第三項」を「同条第三項ただし書」に改め、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定による改正前の」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

千葉県	地 域	都道府県
我孫子市	黒川郡富谷町 宮城郡利府町	宮城県
日高市 入間郡毛呂山町	つくばみらい市 北相馬郡利根町	茨城県
郡三芳町 南埼玉郡宮代町 北葛飾郡松伏町	下都賀郡野木町	栃木県
新座市 桶川市 富士見市 鶴ヶ島市	結城市 那珂市	埼玉県
北本市 八潮市 蓼田市 幸手市 吉川市 白岡市 北足立郡伊奈町 入間	狭山市 ふじみ野市	蕨市
百分の十六	百分の三	割合
百分の三	百分の六	
百分の六	百分の十二	
百分の十	百分の十五	
百分の六	百分の六	
百分の三	百分の三	
百分の六	百分の六	

山梨県	富山県	神奈川県			東京都						習志野市
上野原市	中新川郡舟橋村	秦野市	伊勢原市	海老名市	逗子市	東久留米市	羽村市	東大和市	昭島市	小金井市	山武市 長生郡長柄町
百分の三	百分の三	百分の六	百分の十	百分の十二	百分の十五	百分の六	百分の六	百分の十二	百分の十五	百分の三	八千代市 四街道市
											鎌ヶ谷市 白井市 大網白里市

大阪府	京都府	滋賀県	三重県			愛知県	静岡県	岐阜県		
高石市 大阪狭山市	城陽市 乙訓郡大山崎町	八幡市 相楽郡精華町	長岡京市	湖南市	丹羽郡大口町 桑名郡木曽岬町 員弁郡東員町	丹羽郡扶桑町 知多郡阿久比町 三重郡菰野町 三重郡朝日町	稻沢市 東海市 大府市 尾張旭市 岩倉市 愛西市 北名古屋市 あま市	知立市 清須市 長久手市 愛知郡東郷町 海部郡大治町 海部郡蟹江町	裾野市	瑞穂市
百分の十五	百分の三	百分の六	百分の十六	百分の三	百分の三	百分の六	百分の十	百分の十六		

備考	福岡県	香川県	広島県	奈良県	兵庫県	松原市	
	古賀市 大野城市 糟屋郡篠栗町 糟屋郡須恵町 糟屋郡久山町	木田郡三木町 大野城市 筑紫郡那珂川町 糟屋郡志免町	安芸郡府中町	生駒市 葛城市 北葛城郡上牧町 北葛城郡磯城郡川西町 御所市 磯城郡川西町 磯城郡三宅町 磯城郡田原本町	川辺郡猪名川町 高砂市 川西市	貝塚市 摂津市 四條畷市 三島郡島本町 豊能郡豊能町 泉州郡忠岡町	南河内郡河南町 南河内郡千早赤阪村
	百分の三	百分の六	百分の三	百分の三	百分の六	百分の六	百分の十
							百分の十二

これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この政令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（次項において「新基準法施行令」という。）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

（平成三十年三月三十一日までの間における経過措置）

3 平成三十年三月三十一日までの間における新基準法施行令第一条の規定の適用については、同条中「同

条第二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第十条の規定により読み替えて適用される一般職の職員の給与に関する法律第十二条の三第二項」と、「同条第一項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律第十二条の三第一項」とする。

理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十四号）の施行に伴い、国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改める必要があるからである。

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（地域加算を行う地域及び割合）

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項ただし書及び第十項ただし書（これらの規定を法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項に規定する政令で定める地域並びにこれらの規定及び同条第三項ただし書に規定する政令で定める割合は、

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に係る同条第二項に規定する割合（同条第一項に規定する人事院規則で定める地域以外の地域については、別表に定める地域及び当該地域に係る割合）とする。

別表（第一条関係）

都道府県	地 域		割 合
宮城県	黒川郡富谷町		百分の六
宮城郡利府町			百分の三

別表（第一条関係）

都道府県	地 域		割 合
宮城県	宮城郡利府町	黒川郡富谷町	百分の三
つくばみらい市 北相馬郡利根町			百分の三

（地域加算を行う地域及び割合）

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項及び第十項（これらの規定を法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項に規定する政令で定める地域並びにこれらの規定及び同条第三項に規定する政令で定める割合は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に係る同条第二項に規定する割合（同条第一項に規定する人事院規則で定める地域以外の地域については、別表に定める地域及び当該地域に係る割合）とする。

茨城県	つくばみらい市	北相馬郡利根町	つくばみらい市	北相馬郡利根町																											
結城市	那珂市	下都賀郡野木町	那珂市	下都賀郡野木町																											
埼玉県	蕨市	狭山市	ふじみ野市	狭山市	ふじみ野市																										
栃木県	新座市	桶川市	富士見市	鶴ヶ島市	新座市	桶川市	富士見市	鶴ヶ島市																							
福島県	北本市	八潮市	蓮田市	幸手市	吉川市	北足立郡伊奈町	北葛飾郡松伏町	入間郡三芳町	日高市	入間郡毛呂山町	南埼玉郡宮代町	北葛飾郡松伏町	入間郡三芳町	日高市	入間郡毛呂山町	南埼玉郡宮代町	北葛飾郡松伏町	入間郡三芳町													
岐阜県	千葉県	我孫子市	習志野市	八千代市	四街道市	鎌ヶ谷市	白井市	大網白里市	山武市	長生郡長柄町	昭島市	小金井市	東久留米市	羽村市	東大和市	秦野市	綾瀬市	中新川郡舟橋村	伊勢原市	海老名市	逗子市	東京都	神奈川県	富山县	山梨県	岐阜県					
瑞穗市	上野原市	百分の三	百分の三	百分の三	百分の六	百分の十	百分の十二	百分の十五	百分的六	百分的十五	百分的十二	百分的六	百分的十	百分的十二	百分的六	百分的九	百分的七	百分的五	百分的三	百分的二	百分的四	百分的六	百分的八	百分的十	百分的十二	百分的十五	百分的十六	百分的三	百分的三	百分的三	百分的三

群馬県	埼玉県	栃木県	河内郡上河内町	河内郡河内町
群馬郡榛名町	ふじみ野市	百分の三	下都賀郡野木町	百分の六
狭山市	蕨市	百分の十二	深谷市	鳩ヶ谷市
新座市	富士見市	百分の三	幸手市	日高市
蓮田市	北足立郡伊	百分の三	入間郡三芳町	吉川市
奈町	大	百分の三	入間郡毛呂山町	八潮
里郡江南町	北埼玉郡大利根町	百分の三	里郡江南町	北埼玉郡白岡町
宮代町	南埼玉郡白岡町	百分の三	町 北葛飾郡松伏町	北葛飾郡鶯宮
町 北葛飾郡松伏町	南埼玉郡白岡町	百分の三	習志野市	八千代市
我孫子市	北埼玉郡白岡町	百分の三	鎌ヶ谷市	印旛郡印旛村
町 北葛飾郡鶯宮	北葛飾郡鶯宮	百分の三	白里町	小金井市
百分の三	百分の三	百分の三	印旛郡印旛村	東久留米市
百分の三	百分の三	百分的	印旛郡本塙村	東大和市
百分の三	百分的	百分的	山武郡大網	羽村市
百分の三	百分的	百分的	百分的	伊勢原市
百分的	百分的	百分的	百分的	中郡大磯町
百分的	百分的	百分的	百分的	中郡二宮町
百分的	百分的	百分的	百分的	綾瀬市
百分的	百分的	百分的	百分的	座間市
百分的	百分的	百分的	百分的	神奈川県
百分的	百分的	百分的	百分的	東京都
百分的	百分的	百分的	百分的	富山県

御所市	磯城郡川西町	磯城郡三宅町	磯	百分の三
城郡三宅町	磯城郡田原本町	北葛城郡	上牧町	北葛城郡広陵町
安芸郡府中町	木田郡三木町	大野城市	赤磐郡瀬戸町	北葛城郡河合町
福岡県	古賀市	糟屋郡篠栗町	糟屋郡志免町	御津郡建部町
屋郡久山町	糟屋郡須恵町	糟屋郡	大野城市	安芸郡府中町
	糟	百分の三	古賀市	御津郡建部町
	百分の六	百分の六	篠栗町	赤磐郡瀬戸町
	百分の三	百分の三	志免町	北葛城郡河合町
	百分の三	百分の三	糟屋郡	御所市
	百分の三	百分の三	須恵町	磯城郡川西町
	百分の三	百分の三	二丈	磯城郡三宅町

備考 この表に掲げる名称は、平成二十七年四月一日における名称とし、この表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日ににおける区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

岡山県	御津郡建部町	赤磐郡瀬戸町	北葛城郡河合町	城郡三宅町	磯城郡田原本町	北葛城郡
安芸郡府中町	大野城市	古賀市	篠栗町	糟屋郡新宮町	糟屋郡久山町	糸島郡志摩町
御津郡建部町	古賀市	篠栗町	糟屋郡	糟屋郡久山町	糸島郡二丈	糸島郡志摩町
赤磐郡瀬戸町	篠栗町	志免町	糟屋郡	糸島郡二丈	糸島郡志摩町	糸島郡志摩町
北葛城郡河合町	糟屋郡	糟屋郡	糟屋郡	糸島郡二丈	糸島郡志摩町	糸島郡志摩町
御所市	磯城郡川西町	磯城郡三宅町	磯	百分の三	百分の三	百分の三
磯城郡田原本町	磯城郡三宅町	磯	磯	百分の三	百分の三	百分の三
北葛城郡	北葛城郡河合町	北葛城郡	北葛城郡	百分の三	百分の三	百分の三
御所市	磯城郡川西町	磯城郡三宅町	磯	百分の三	百分の三	百分の三
磯城郡田原本町	磯城郡三宅町	磯	磯	百分の三	百分の三	百分の三
北葛城郡	北葛城郡河合町	北葛城郡	北葛城郡	百分の三	百分の三	百分の三

備考 この表に掲げる名称は、平成十八年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

選管第13号

平成28年4月15日

各市区町村選挙管理委員会委員長
各地域県政総合センター地方書記長

} 殿

神奈川県選挙管理委員会委員長

(公 印 省 略)

公職選挙法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

このことについて、平成28年4月13日付け總行選第28号をもって總務大臣から別添のとおり通知がありましたので、通知します。

問い合わせ先
担当 田中
電話 (045) 210-3179

総行選第28号

平成28年4月13日

各都道府県知事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第190回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成28年法律第25号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法の改正は、船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票制度の対象となる船舶の範囲を拡大するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができることとすることを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令等について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 洋上投票の対象の拡充

1 現行制度下で洋上投票をすることができる指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗って本邦以外の区域を航海する船員（派遣船員を含む。）であるもののうち選挙の当日職務に従事すると見込ま

れるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、現行の洋上投票の対象とするものとされたこと（新法第49条第7項関係）。

- 2 指定船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員又は1の船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員（派遣船員を含む。）であるもののうち選挙の当日職務に従事すると見込まれるもの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、政令で定めるところにより、その現在する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができるものとされたこと（新法第49条第8項関係）。

第2 要約筆記者に対する報酬支払の解禁

- 1 衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。）に従事する者うち、専ら公職選挙法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は同法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用者について、公職の候補者1人について選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者と併せて1日50人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、政令で定める基準に従い選挙管理委員会が定める額の報酬を支給することができるものとされたこと（新法第197条の2第2項関係）。
- 2 衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、選挙運動に従事する者うち、専ら要約筆記のために使用する者について、政令で定める額の報酬を支給することができるものとすること。（新法第197条の2第3項関係）
- 3 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、選挙運動に従事する者うち、専ら要約筆記のために使用する者について、政令で定める額の報酬を支給することができるものとされたこと（新法第197条の2第4項関係）。

第3 施行期日等

- 1 改正法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。ただし、第2については、公布の日から起算して1月を経過した日から施行するものとされたこと（改正法附則第1条関係）。
- 2 新法第49条第7項及び第8項の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用するものとされたこと（改正法附則第2条第1項関係）。
- 3 新法第197条の2第2項から第4項までの規定は、1のただし書に規定する施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと（改正法附則第2条第2項関係）。
- 4 その他所要の規定の整備がされたこと。

公職選挙法の一部を改正する法律 概要

1 洋上投票の対象の拡充（新第49条第7項及び第8項関係）

- (1) 現行制度下で洋上投票をすることができる指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗って本邦以外の区域を航海する船員（派遣船員を含む。）であるもののうち選挙の当日職務に従事すると見込まれるもの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、現行の洋上投票の対象とすること。
- (2) 指定船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員又は(1)の船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員（派遣船員を含む。）であるもののうち選挙の当日職務に従事すると見込まれるもの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、政令で定めるところにより、その現在する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができるものとすること。

2 要約筆記者に対する報酬支払の解禁（新第197条の2関係）

- (1) 衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者のうち、専ら第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記（口述を要約して文書図画に表示することをいう。）((2)及び(3)において単に「要約筆記」という。）のために使用する者について、公職の候補者1人について選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者と併せて1日50人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、政令で定める基準に従い選挙管理委員会が定める額の報酬を支給することができるものとすること。
- (2) 衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、選挙運動に従事する者のうち、専ら要約筆記のために使用する者について、政令で定める額の報酬を支給することができるものとすること。
- (3) 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、選挙運動に従事する者のうち、専ら要約筆記のために使用する者について、政令で定める額の報酬を支給することができるものとすること。

3 施行期日（改正法附則第1条関係）

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、2については、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第七項中「定める船舶」の下に「（以下この項において「指定船舶」という。）」を、「あるもの」の下に「又は選挙人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるもの」に乗つて本邦以外の区域を航海する船員（船員法第一条に規定する船員をいい、船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。）であるもの」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定は、同項の選挙人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができるものとして政令で定めるものであるもののうち選挙の當日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものとの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替

えるものとする。

第四十九条の二第五項中「第八項」を「第九項」に改める。

第一百九十七条の二第二項中「及び専ら手話通訳のために使用する者」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら第百四十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（次項及び第四項において「要約筆記」という。）のために使用する者」に改め、同条第三項及び第四項中「及び専ら手話通訳のために使用する者」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者」に改める。

第二百五十五条第五項中「第四十九条第八項」を「第四十九条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第四十九条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この章の規定を適用する。

第二百六十三条第四号中「第八項」を「第九項」に改める。

第一百六十九条の二中「、第七項及び第八項」を「及び第七項から第九項まで」に改める。

第二百七十条第二項中「、第七項若しくは第八項」を「若しくは第七項から第九項まで」に改める。

第二百七十条の二中「第八項」を「第九項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第百九十七条の二の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（次項において「新法」という。）第四十九条第七項及び第八項並びに第二百五十五条第五項の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された

衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

2 新法第一百九十七条の二第二項から第四項までの規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下の項及び次条において「一部施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 一部施行日前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第四条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「及び第八項」を「から第九項まで」に改める。

（漁業法の一部改正）

第五条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条中「第八項まで」を「第九項まで」に、「第五項まで並びに」を「第六項まで並びに」に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第六条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十項中「又は第八項」を「から第九項まで」に改める。

第十三条の二第四項中「第八項」を「第九項」に改める。

理 由

船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票制度の対象となる船舶の範囲を拡大するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができる」とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	改 正 前
		（不在者投票）	（不在者投票）
第四十九条	（略）	2~6	2~6
7 選挙人で船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶（以下この項において「指定船舶」という。）に乗つて本邦以外の区域を航海する船員（船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一条に規定する船員をいう。）であるもの又は選挙人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗つて本邦以外の区域を航海する船員（船員法（昭和二十三年法律第二百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する船員をいい、船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。）であるもののうち選挙の當日前条第一項第一号に掲げる事由に該当する事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかるわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にスマートフォンやタブレット端末などの電子機器を用いて送信する方法により、行わせることができる。	7 選挙人で船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶に乗つて本邦以外の区域を航海する船員（船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一条に規定する船員をいう。）であるものうち選挙の當日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかるわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にスマートフォンやタブレット端末などの電子機器を用いて送信する方法により、行わせることができる。		

に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

8 | 前項の規定は、同項の選挙人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものであるもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替えるものとする。

(新設)

9 · 10 (略)

(在外投票等)

第四十九条の二 (略)

2 ∽ 4 (略)

5 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、前条第二項から第九項までの規定は、適用しない。

(実費弁償及び報酬の額)

第一百九十七条の二 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十二条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら第百四十二条の三第一項の規定によ

8 · 9 (略)

(在外投票等)

第四十九条の二 (略)

2 ∽ 4 (略)

5 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、前条第二項から第八項までの規定は、適用しない。

(実費弁償及び報酬の額)

第一百九十七条の二 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十二条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）については、前項の規定によ

によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第二百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（次項及び第四項において「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）については、前項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四項において準用する第八十六条の三第一項若しくは同条第二項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において准用する第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める額の報酬を支給することができる。

3 衆議院（小選挙区選出）

議員の選挙においては、候補者届出政党は、当該候補者届出政党が行う選挙運動に従事する者（当該候補者届出政党が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十二条第二項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に対し、当該選挙につき第八十六条第一項又は第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができ

る実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において准用する第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める額の報酬を支給することができる。

3 衆議院（小選挙区選出）

議員の選挙においては、候補者届出政党は、当該候補者届出政党が行う選挙運動に従事する者（当該候補者届出政党が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十二条第二項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し、当該選挙につき第八十六条第一項又は第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができ

る。

4 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動に従事する者（当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十二条第三項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）に対し、当該選挙につき第八十六条の二第一項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができる。

5 (略)

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五条 (略)

2 (略)

5 第四十九条第八項において準用する同条第七項の規定による投票

票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この章の規定を適用する。

6 第四十九条第九項の規定による投票については、同項の施設又は船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱と、同項の施設又は船舶

4 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動に従事する者（当該衆議院名簿届出政党等が行う選挙運動のために使用する事務員、専ら第百四十二条第三項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し、当該選挙につき第八十六条の二第一項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、一人一日につき政令で定める額の報酬を支給することができる。

5 (略)

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五条 (略)

2 (略)

5 第四十九条第八項の規定による投票

票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この章の規定を適用する。

において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一（略）

四 第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する選舉事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用並びに同条第七項及び第九項の規定により行われる送信に要する費用

四の二（略）

(選挙に関する期日の国外における取扱い)

第二百六十九条の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱い（第四十九条第一項、第四項及び第七項から第九項までの規定による投票に関するものを除く。）については、政令で定める。

(選挙に関する届出等の時間)

において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一（略）

四 第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する選舉事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用、同条第二項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用並びに同条第七項及び第八項の規定により行われる送信に要する費用

四の二（略）

(選挙に関する期日の国外における取扱い)

第二百六十九条の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱い（第四十九条第一項、第四項、第七項及び第八項の規定による投票に関するものを除く。）については、政令で定める。

(選挙に関する届出等の時間)

第二百七十条（略）

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項若しくは

第七項から第九項までの規定による投票に関し国外においてする行為、第四十九条の二第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対する行為は、政令で定める時間内にしなければならない。

（不在者投票の時間）

第二百七十条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第九項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に對して行う行為（国外において行うものを除く。次項において同じ。）のうち政令で定めるものは、午前八時三十分（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前六時三十分から午前八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）から午後八時（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後十時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）までの間に行うことができる。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第九項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に對して行う行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければならない。

第二百七十条（略）

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項

若しくは第八項の規定による投票に関し国外においてする行為、第四十九条の二第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対する行為は、政令で定める時間内にしなければならない。

（不在者投票の時間）

第二百七十条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に對して行う行為（国外において行うものを除く。次項において同じ。）のうち政令で定めるものは、午前八時三十分（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前六時三十分から午前八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）から午後八時（当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午後五時から午後十時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）までの間に行うことができる。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に對して行う行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項）この法律及び これに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票 に関する場合は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法 第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。ただし、同法第四十八条の二の規定の例による場合においては、審査の期日前七日から審査の期日の前 の前日までの間に審査の投票をしなければならない。</p>	<p>第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項）この法律及び これに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票 に関する場合は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法 第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。ただし、同法第四十八条の二の規定の例による場合においては、審査の期日前七日から審査の期日の前 日までの間に審査の投票をしなければならない。</p>

○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

（公職選挙法の準用）	改 正 後	（公職選挙法の準用）	改 正 前
<p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第 二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八 条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五 条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、 第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十 五条、第三十六条、第三十七条规定を除く。）、第三十八条第 四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四 項から第九項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章 （開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第 五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二 第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び 選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条 の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第 九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条 第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十 八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七 项及び第八項、第一百一条から第一百一条の二まで並びに第一百八 条第二項の規定を除く。）、第一百十一条第一項及び第二項（欠けた 場合の通知）、第一百十六条（議員又は当選人がすべてない場合の一 般選挙）、第一百十七条（設置選挙）、第一百二十九条、第一百三十条、 第一百三十一条第一項及び第二項、第一百三十二条から第一百三十七条</p>		<p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第 二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八 条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五 条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、 第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十 五条、第三十六条、第三十七条规定を除く。）、第三十八条第 四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四 項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章 （開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第 五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二 第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び 選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条 の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第 九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条 第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十 八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七 项及び第八項、第一百一条から第一百一条の二まで並びに第一百八 条第二項の規定を除く。）、第一百十一条第一項及び第二項（欠けた 場合の通知）、第一百十六条（議員又は当選人がすべてない場合の一 般選挙）、第一百十七条（設置選挙）、第一百二十九条、第一百三十条、 第一百三十一条第一項及び第二項、第一百三十二条から第一百三十七条</p>	

まで、第一百三十七条の三、第一百三十八条、第一百四十条の二、第一百四十八条の二、第一百六十一条第一項、第三項及び第四項、第一百四十四条の六、第一百六十六条、第一百七十八条（選挙運動）、第十五条（争訟）（第二百二十二条第二項、第二百四十四条、第二百五十五条第五項、第二百六十六条第二項、第二百八十八条、第二百九十九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六条（罰則）（第二百二十四条の三、第一百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二项、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十六条から第二百四十六条の二第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第二百五十二条及び第五项、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第六項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の一（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に

まで、第一百三十七条の三、第一百三十八条、第一百四十条の二、第一百四十八条の二、第一百六十一条第一項、第三項及び第四項、第一百四十四条の六、第一百六十六条、第一百七十八条（選挙運動）、第十五条（争訟）（第二百二十二条第二項、第二百四十四条、第二百五十五条第五項、第二百六十六条第二項、第二百八十八条、第二百九十九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六条（罰則）（第二百二十四条の三、第一百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二项、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第二百五十二条及び第五项、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第六項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の一（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に

掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
(表・略)

掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
(表・略)

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（事務費） 第十三条（略） 2～9	（事務費） 第十三条（略） 2～9
10 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。	10 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九条第七項からは第八項の規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。
11 （略）	11 （略）
（不在者投票特別経費） 第十三条の二（略） 2～3	（不在者投票特別経費） 第十三条の二（略） 2～3
4 公職選挙法第四十九条第七項又は第九項の規定により不在者投票管理者の管理する場所（同項第二号に定める場所を含む。）において行われる不在者投票に要する経費の額は、これらの規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をファクシミリ装置を用いて送信するため必要とする通信料とする。	4 公職選挙法第四十九条第七項又は第八項の規定により不在者投票管理者の管理する場所（同項第二号に定める場所を含む。）において行われる不在者投票に要する経費の額は、これらの規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をファクシミリ装置を用いて送信するため必要とする通信料とする。